

浜松市教育委員会会議録

- 1 開催日時 令和4年3月23日(水)
10時00分～10時45分
- 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階
教育委員会室
- 3 出席状況
- | | |
|----------|---------|
| 出席者 | |
| 教 育 長 | 宮 崎 正 |
| 教育長職務代理者 | 安 田 育 代 |
| 委 員 | 黒 柳 敏 江 |
| 委 員 | 田 中 佐和子 |
| 委 員 | 神 谷 紀 彦 |
| 委 員 | 鈴 木 重 治 |
- (職員)
- | | |
|--------------------|---------|
| 学校教育部長 | 田 中 孝太郎 |
| 学校教育部次長(教育総務課長) | 吉 積 慶 太 |
| 学校教育部次長(教職員課長) | 高 橋 宏 典 |
| 学校教育部参事(教育施設課長) | 山 本 治 之 |
| 指導課長 | 石 野 政 史 |
| 市立高等学校長 | 宮 田 治 幸 |
| 教育センター所長 | 佐 藤 匡 子 |
| 健康安全課長 | 富 部 哲 也 |
| 教育総務課就学支援担当課長 | 大 西 敏 巳 |
| 教育総務課学校・地域連携担当課長 | 齋 藤 美 苗 |
| 教育施設課 ICT 教育推進担当課長 | 山 下 巧 |
| 教職員課採用管理担当課長 | 山 下 淳 一 |
| 指導課教育総合支援担当課長 | 石 川 博 則 |
| 文化振興担当部長 | 中 村 公 彦 |
| 文化財課長 | 鈴 木 一 有 |
| 美術館長 | 飯 室 仁 志 |
| こども家庭部長 | 鈴 木 知 子 |
| 幼児教育・保育課幼児教育指導担当課長 | 井 川 宜 彦 |
- (事務局職員)
- | | |
|--------------|---------|
| 教育総務課長補佐 | 影 山 和 則 |
| 教育総務課総務グループ長 | 笹 ヶ 瀬 優 |
| 教育総務課主任 | 木 下 知 紗 |

- 4 傍聴者 5名
- 5 議事内容 別紙のとおり
- 6 会議録作成者 教育総務課 木下 知紗
- 7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録
録音の有無 無

8 会議記録

(教育長) 令和4年3月23日の浜松市教育委員会を開催する。
傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 5人から傍聴申込をいただいている。

(教育長) 許可するというので、よろしいか。

(異議なし)

(教育長) 許可する。

前回会議録の報告及び承認は回覧をもってお願いする。

本日の会議録署名人は田中委員と鈴木委員のお二人にお願いする。

会期は本日限りである。

本日は、議案が8件、報告が4件ある。

最初に、第11号議案「浜松市教育委員会事務分掌規則の一部改正について」教育総務課から説明をお願いする。

(教育総務課長) 第11号議案「浜松市教育委員会事務分掌規則の一部改正について」説明する。議案は1ページになるが3ページの議案の説明資料にて説明する。提案理由は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき設置するいじめ第三者委員会について、必要事項を定めた浜松市いじめ問題第三者委員会条例が制定、施行されることに伴い、この条例に係る事務を新たな分掌事務として規定するなど、規則の一部を改正するものである。改正内容は、指導課の分掌事務に「いじめ問題第三者委員会に関すること」を加えるほか、所要の整備を行うものである。施行期日は、令和4年4月1日である。
説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(安田委員) 指導課の分掌事務に「いじめ問題第三者委員会に関すること」が加わっ

た理由はよく分かったが、今まで「学習指導等」という文言に含まれていた「生徒指導」という文言をあえて表に出した理由は何か。

(教育総務課長) 委員のおっしゃる通り、今までは等の中に読み込んでいたが、生徒指導は指導課の重要な事務分掌のため、表に出した。

(安田委員) 生徒指導を明記するのがいいのか悪いのか判断が難しいが、その時々判断で等を含めたものを表に出したり戻したりすることのないようにしてもらいたい。指導課の事務分掌の中で、生徒指導は重きを置く部分ではあるが、文部科学省の資料では、教育過程、学習指導、生徒指導のほか、進路指導がセットになっていることが多い。生徒指導だけを表に出すことに違和感があり、同様の意見が今後他からも出てくる可能性がある。元の通り「学習指導等」という文言で括らせた方が良いのではないか。

(教育総務課長) 今回加えるいじめ問題第三者委員会に関する事務分掌に関わる部分であるため、明記することにした。

(教育長) いじめ問題第三者委員会という重大な分掌事務が加わるため、それに付随して生徒指導を明記することにしたということである。指導課の分掌事務の(2)から(11)には、生徒指導関係のものが含まれているか。

(教育総務課長) 関係のあるものは含まれていない。他には、教育相談、発達支援教育などについて書かれている。指導課の組織体系に合わせたことも理由の一つである。

(安田委員) 例えば静岡県は「小学校、中学校及び義務教育学校の教育過程、学習指導、生徒指導及び進路指導(高校教育課の所掌に属するものを除く。)に関すること。」としており、静岡市は「学校における指導に関すること。」という言い方をしている。他の政令市では「教育過程、学習指導、その他の学校教育」という言い方のところも見られた。あえて決意表明として生徒指導という文言を表に出すということであれば賛成する。ただ単純に、組織体系に合わせて変えるのであれば、いかがなものかと思う。

(教育総務課長) いじめ問題第三者委員会を所掌事務として加えるにあたり、決意表明として明記したい。

(鈴木委員) 法律や規則等で、「等」という文言が使われるときに、どこまでが射程範囲内であるのかが議論になることがある。元々「等」に含まれているのならば、明記しても何等問題はない。一般の人が見た時に分かりやすいよう、具体的に明示することは良いことだと思う。

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

次に、第 12 号議案「浜松市教育センター等業務規則等の一部改正について」教育総務課から説明をお願いする。

(教育総務課) 第 12 号議案「浜松市教育センターの業務規則等の一部改正について」説明する。議案は 5 ページから 8 ページになるが、9 ページの議案の説明資料にて説明する。提案理由は、秋野不矩美術館が本年 4 月から指定管理者制度を導入することに伴い、第 2 種事業所としての位置付けが廃止されるため、関係規則の一部を一括して改正するものである。改正内容について説明する。1 つ目に改正規則は、浜松市教育センター等業務規則、浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則、浜松市教育委員会公印規則の 3 つである。2 つ目に改正内容は、浜松市教育センター等業務規則の業務及び職制に関する規定、浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の補助執行させる業務を定めた別表及び専決に関する規定、浜松市教育委員会公印規則の公印の名称等を定めた別表から、秋野不矩美術館に係る規定を削除するものである。施行期日は、令和 4 年 4 月 1 日である。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

次に、第 13 号議案「浜松市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部改正について」教育総務課から説明をお願いする。

(教育総務課長) 第 13 号議案「浜松市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部改正について」説明する。議案は 11 ページから 12 ページになるが、13 ページの議案の説明資料について説明する。浜松市教育センターの貸館時間は午前 9 時から午後 5 時まで、開館時間は午前 9 時から午後 5 時 30 分となっているが、会議等準備のために貸館時間前の来館や、閉館間際に来館により開館時間を超えるケースもあることから、教育センターに勤務する職員が対応できるよう、規程の一部を改正するものである。改正内容は、浜松市教育センターに勤務する職員

の勤務時間を定めた別表の勤務時間について、改正前の8時45分から午後5時30分までを、改正後は午前7時30分から午後6時までに改正するものである。施行期日は、令和4年4月1日である。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

次に、第14号議案「浜松市教育委員会職員安全衛生規定の一部改正について」教育総務課から説明をお願いする。

(教育総務課長) 第14号議案「浜松市教育委員会職員安全衛生規定の一部改正について」説明する。議案は15ページから18ページになるが、19ページの議案の説明資料にて説明する。提案理由は、衛生管理者及び衛生委員会の設置に係る規定について定義を明確にするとともに、健康診断実施後の措置等に係る規定を見直すため、規程の一部を改正するものである。改正内容について説明する。1つ目に、衛生管理者及び衛生委員会は労働安全衛生法第12条及び第18条1項の規定により、職員数が50人以上の事業所に設置することが義務付けられている。これまでは、学校の教職員数が50人以上となる、もしくは50人未満となることを見込まれるたび、規則に規定された学校名の追加や削除を行う改正を行っていたが、設置する小中学校の定義を「所属職員の数が常時50人以上である小学校及び中学校」と規定し明確にすることで、個別の学校名の規定を不用とするものである。2つ目に、法令により、事業者が行わなければならない健康診断実施後の措置等に係る規定について、本人の健康状態など個別の事例に即した対応や求めに応じて報告を行うことができるよう、措置の内容に改めるものである。施行期日は、令和4年4月1日である。なお改正後の規程は、施行日以後に判定されるものに適用し、改正前の規定により判定されたものについては、従前の例による。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

次に、第 15 号議案「浜松市教職員住宅管理規則の一部改正について」教育施設課から説明をお願いします。

(教育施設課長) 第 15 号議案「浜松市教職員住宅管理規則の一部改正について」説明する。老朽化や入居希望者の減少に伴い、令和 3 年度阿多古地区の教職員住宅を取り壊したことから、浜松市教職員住宅の管理について必要な事項を定めた本規則の別表第 1、第 2 について、該当部分を削除するよう改正するものである。改正内容は、対照表にあるように、第 2 条関係の別表第 1、第 7 条関係の別表第 2 の阿多古地区教職員住宅の内容を削除するものである。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

次に、第 16 号議案「浜松市立幼稚園園則の一部改正について」幼児教育・保育課から説明をお願いします。

(幼児教育指導担当課長) 第 16 号議案「浜松市立幼稚園園則の一部改正について」説明する。議案の説明資料をご覧いただきたい。提案理由は、令和 4 年度に浜松市立浦川幼稚園の園児数が 0 人になるため休園することに伴い、規則の一部を改正するものである。提案内容は、別表の浜松市立浦川幼稚園の項中、「60 人」とある定員を当分の間「0 人」とする特例を附則に加えるものである。施行期日は、令和 4 年 4 月 1 日である。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

次に、第 17 号議案「令和 3 年度教育委員会点検・評価報告書(案)について」教育総務課から説明をお願いする。

(教育総務課長) 第 17 号議案「令和 3 年度教育委員会点検・評価報告書(案)について」説明する。別冊の報告書の 1 ページをご覧ください。「1 はじめに」に記載のとおり、この報告書は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年作成し、議会への提出と公表が義務付けられているものである。また、点検及び評価を行うにあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされている。次に「3 実施方法(1) 施策の評価」に記載のとおり、本市の報告書は、第 3 次浜松市教育総合計画 後期計画の令和 3 年度の取組状況調査等に基づく検証評価を活用する。「(2) 学識経験を有する者の知見の活用」については、後期計画の評価検証を行ったはままつ人づくり未来プラン推進委員会及び重点テーマ毎に協議している 6 つの推進部会に有識者として参加いただいた、大学教授等計 9 人から意見をもらった。表紙裏の目次をご覧ください。全体の構成は昨年度と変更はない。先ほど説明した有識者の意見は、「Ⅱ 施策の点検・評価」の 5 に掲載している。また施策の点検・評価に加え、「Ⅲ 教育委員会の活動状況」等も掲載している。2 ページをご覧ください。「1 評価・検証の概要」の(2) ア取組状況調査は、市立小中学校全 144 校と各取組の関係課 25 課にて実施した。また、イ実態把握調査は、調査対象校 48 小学校、24 中学校、計 72 校の教諭、児童生徒、保護者、地域住民を対象に実施した。5 年間の調査方法は、②のとおりである。3 ページをご覧ください。ウ実態把握調査③の回答方法は、今年度にデジタル化を図り、さくら連絡網を活用した結果、回答率が昨年度の 49.5%から 74%に上昇した。以降、4 ページから 78 ページまでが、7 つの政策と 23 の各施策にかかる、成果指標の達成状況、学校や関係課の取組状況調査と、教員、児童生徒、保護者、地域住民への実態把握調査の結果、重要施策に関する調査結果の分析になる。79 ページの「4 令和 3 年度の取組に対する評価(総括)」をご覧ください。一つ目の関係課に行った取組状況調査では、172 の取組内容のうち約 85%にあたる 146 の取組が「計画より進んでいる」「計画どおり進んでいる」という結果だった。また、二つ目の教員、児童生徒、保護者、地域住民への実態把握調査では、26 の成果指標のうち、8 つの成果指標で令和 6 年度の目標値を達成し、5 つの指標で昨年度より数値が上昇した。一方で、子供の自己肯定感など、13 の指標で昨年度より数値の低下がみられた。これは、コロナ禍による生活環境の変化や、昨年度と同一の集団を対象に調査を行っていることから発達段階による影響などが推察される。この結果から、後期計画の取組は着実に推進されており、令和 3 年度の取組状況は概ね良好であると評価した。80 ページから 88 ページまでが有識者の意見である。キャリア教育、教育の情報化、コミュニティ・スクール、教員育成、働き方改革などについて、今年度の評価検証結果を踏まえて、様々な意見をいただいている。検証の方法や今後の取

組の進め方など、これらの意見を参考に次年度以降の計画推進に生かしていきたい。100 ページをご覧ください。「8 令和 3 年度の教育委員会活動の検証と今後について」として、教育長、教育委員の意見を掲載している。最後に、114 ページのまとめをご覧ください。「令和の日本型教育」では、子供たちが自分の良さや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、自身の資質・能力を育成することが一層強く求められている。浜松市が目指す 3 つの子供の姿と、これまで進めてきた『キャリア教育を核とした人づくり』は、時代の要請を的確に捉え、軌を一にするものであると考える。後期計画 2 年目の本年度は、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況の中で、ICT の積極的な活用などにより、目指す子供の姿の実現に向けた各施策の取組が推進されたことなどから、計画の取組状況は概ね良好であると評価した。キャリア教育の推進については、推進教師やガイドブックに加え、「キャリア教育推進フォーラム」の開催によりモデル校の成果や取組等を共有することで、各学校での実践が積極的に進められている。教育の情報化については、1 人 1 台のタブレット型端末の整備を昨年 12 月に完了したほか、「ICT 支援員」の活用や「教育の情報化推進リーダー」を中心とした校内研修を積極的に進めた。加えて、児童生徒の情報モラル・情報リテラシー向上を図るため、「浜松市情報モラル指導カリキュラム」と、指導教材として「SNS ノートはままつ」等を作成した。コミュニティ・スクールについては、本年度末の導入率は 52.8% となった。学校支援コーディネーターや教職員等を対象とした研修会、学校訪問などによる支援を行ったほか、リーフレットによる保護者や地域への周知を図った。今後も、予測困難な時代の中、浜松の子供が社会の変化に対応し、持続可能な社会の担い手として成長していくことができるよう、教育委員会と学校、家庭や地域が思いを共有し、教育の質の確保や学びの充実に取り組んでいくと締めくくった。今後の予定だが、この報告書について教育委員会で承認をいただいた後、議会に報告するとともに、市政情報室やホームページ等で公表する。点検評価報告書の前段の「施策の点検・評価」については、各学校で今後の学校運営や取組の検討材料として活用してもらい、後段の「教育委員会の活動状況」については、教育委員会の様々な取組や教育委員の活動などを広く保護者や市民の皆様にも知ってもらえるよう、移動教育委員会をはじめとした場で配布するなど、この報告書を活かしていきたいと思う。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(黒柳委員) ホームページ等で公表するとのことだが、保護者にアンケートをとっても結果がどう活かされているのか知らない保護者が多いように思う。教育委員会や学校の取組を保護者に知ってもらう良い機会だと思うため、しっかり活用してもらいたい。

(教育総務課長) 学校に対して行った実態把握調査の結果は、今まで年度末に学校に伝えていたが、それでは翌年度の教育過程の編制に活かせないということから、今回

から12月に各学校にフィードバックをしている。保護者に対しても、特に重要施策についてはしっかり伝わるよう、方法を検討していきたい。

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

次に、第18号議案「浜松市指定文化財の指定について」文化財課から説明をお願いする。

(文化財課長) 第18号議案「浜松市指定文化財の指定について」説明する。33ページの議案の説明資料をご覧ください。本件は浜松市指定有形文化財(絵画)の指定に係るものである。北区引佐町井伊谷の龍潭寺が所蔵する「絹本着色南溪瑞聞像 永禄十三年の自賛がある」1幅を浜松市指定有形文化財(絵画)に指定する。南溪瑞聞は、井伊直虎の曾祖父の井伊直平の子とされ、龍潭寺の二世となった僧である。本件は軸装されており、縦96.2センチメートル、横53.5センチメートルである。画面上部に南溪の自賛があり、後の龍潭寺三世で傑山とも呼ばれている、弟子の宗俊に求められて、永禄十三年(1570年)に賛が書かれたことが分かっている。本件は室町時代にさかのぼる僧侶の肖像画として、また龍潭寺の基礎を築き、井伊家の存続に尽くした南溪の姿を伝えるものとして貴重である。有形文化財として指定することを浜松市文化財保護審議会に諮問したところ、指定が妥当であるとの答申があり、35ページのとおり建議を受けたため、議案を提出するものである。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

ここで、報告事項にうつる。

(報告)

ア 令和3年度「浜松市児童生徒文化・スポーツ賞」受賞者の決定について

(指導課)

イ 令和3年度浜松地域遺産の認定について

(文化財課)

ウ 博物館の事業について

(文化財課)

エ 美術館の事業について

(美術館)

(教育長) 以上で、本日の教育委員会を終了する。

教育長

9 会議録署名人

田中委員

鈴木委員